

第2号議案 常勤役員に対する報酬総額承認の件

定款第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には、総会の決議を経て支給することができる。

役員報酬規程 第4条

本会の常勤役員の報酬総額（月例給与及び賞与）は総会で決定し、別表第1「報酬総額」に明確にする。

2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で理事会において決定する。

別表第1 常勤役員の報酬総額

常勤役員の報酬総額	5,000,000円以内
-----------	--------------

以上の規定に基づき、本年度(令和6年4月～令和7年3月)の報酬額は、420万円とする。